

**建設局総務部職員課長代理、職員課担当係長、建設局支部支部長、書記長との
事務折衝**

令和 8 年 7 月 1 日

建設局職員にかかる勤務労働条件について事務折衝（議事録）

（局）

令和 8 年 6 月 26 日（金曜日）6 時 30 分頃、住之江抽水所にて、同日未明からの大雨により、すべての雨水ポンプ（6 基）が水没し運転不能となった。この件にかかる時間外労働について、南部方面管理事務所の時間外労働に関する協定届にて中長期災害対応として決定し、1 箇月の延長することができる時間数及び休日労働の時間数を 80 時間としたい。

（支部長）

さきほど提案があった中長期災害対応の決定について、局の考え方を確認したいため、書記長より質す。

（書記長）

中長期災害対応として決定した場合、1 箇月の時間外労働が 80 時間となることについて、今まで以上に過重労働による健康障害の防止対策を講じていただきたい。また、管理職の責務として確実に業務の進捗管理を行い、必要最小限の時間外労働となるようにしていただきたい。

（局）

職員の健康保持を図るため、管理職の責務として業務の進行管理を十分に行い、必要最小限の時間外労働となるよう努めていく。

（支部長）

回答内容については、遵守されることを前提として、今回の提案について、基本的に了承する。

引き続き、管理職のマネジメントとして管理し、組合員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、時期を逸することなく協議を行うことを要請する。

（局）

職員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、適宜、協議を行っていく。